

桶川市男女共同参画情報紙発行要領

(平成29年4月3日課長決裁)

1 目的

桶川市男女共同参画推進条例（平成14年条例第13号）に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた啓発推進の一環として、男女共同参画情報紙を発行する。

2 編集

- (1) 編集は、市内在住・在勤・在学の満18歳以上の者の中から選出した編集委員が行う。
- (2) 編集に関する企画を決定するために、編集委員及び人権・男女共同参画課職員で構成する編集会議を置く。
- (3) 編集会議は、必要の都度開催するものとし、必要に応じて、編集協力者等が会議に出席することができる。

3 編集委員

- (1) 編集委員の定数は5人以内とし、公募するものとする。
- (2) 編集委員希望者は、別紙1の男女共同参画情報紙編集委員応募用紙を人権・男女共同参画課に提出する。
- (3) 編集委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (4) 編集委員は、編集会議に出席し、企画、取材、原稿執筆その他編集に必要な業務を行うものとする。
- (5) 編集委員はボランティア（無償）とする。ただし、情報紙発行後、1人につき、5,000円の謝礼を支払う。

4 発行方法及び配布方法

発行は年1回とし、広報おけがわとともに全戸配布し、かつ、市内の公共施設等に配布する。また、広報紙への掲載によりそれに対応することも検討する。

5 庶務

発行に関する庶務は、人権・男女共同参画課において処理する。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。

別紙 1

男女共同参画情報紙編集委員応募用紙

ふりがな 氏 名		生年月日	
住所			
電話番号		性別	
応募動機			

応募の動機欄は、情報紙作成の参考とさせていただきます。